【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2021年7月6日

 【会社名】
 三光産業株式会社

 【英訳名】
 SANKO SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】代表取締役社長執行役員石井 正和【本店の所在の場所】東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号【電話番号】東京03(3403)8134(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画室長兼管理統括本部長 阿部 雅弘

【最寄りの連絡場所】東京都渋谷区神宮前三丁目42番6号【電話番号】東京03(3403)8134(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営企画室長兼管理統括本部長 阿部 雅弘

【縦覧に供する場所】 三光産業株式会社大阪支店

(大阪府東大阪市水走三丁目14番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2021年6月29日開催の当社第61回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2021年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき 5 円 総額 30,964,715円 剰余金の配当が効力を生じる日 2021年 6 月30日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業の多角化、新規事業への進出に備えるため、新たな事業目的を追加しました。 不測の事態が原因で株主総会が適時に開催することが困難な場合においても、株主総会の決議を 要 さずに剰余金の配当等を行うことを可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても 行 い得るよう、規定の一部を変更しました。

その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行いました。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)として、石井正和、長谷川勝也、北村眞一、岡田豊、 阿部雅弘及び矢野恵美子の各氏を選任しました。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、高橋光弘氏を選任しました。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、高橋利郎氏を選任しました。 高橋利郎氏は補欠の監査等委員である社外取締役であります。

第6号議案 会計監査人選任の件

監査法人まほろばを会計監査人に選任しました。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	43,830	81	0	(注)1	可決(99.51%)
第2号議案	40,254	3,658	0	(注)2	可決(91.39%)
第3号議案				(注)3	
石井 正和	43,050	862	0		可決(97.74%)
長谷川 勝也	43,805	107	0		可決(99.45%)
北村 眞一	43,805	107	0		可決(99.45%)
岡田豊	43,806	106	0		可決(99.46%)
阿部 雅弘	43,802	110	0		可決(99.45%)
矢野 恵美子	43,813	99	0		可決(99.47%)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第4号議案				(注)3	
高橋 光弘	43,826	86	0		可決(99.50%)
第5号議案				(注)3	
高橋和郎	43,826	86	0		可決(99.50%)
第6号議案	43,819	93	0	(注)1	可決 (99.48%)

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前営業日までの事前行使分と当日出席株主のうち各議案の賛否に関して確認できたもの(職務代行通知書の提出を受けた法人株主の行使で賛否の確認ができたもの)を合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。なお、賛成の割合の算出にあたっては、当該株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数を分母に含めております。

以 上